

第 4 次八王子市教育振興基本計画における個別施策

【学校教育分野】

目 次

施策 1	基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上	1
施策 2	小中一貫教育の推進	2
施策 3	自分を大切に、他者を思いやる心の育成	3
施策 4	いじめ防止対策の推進	4
施策 5	感性や創造性を育む活動の充実	5
施策 6	食育の推進	6
施策 7	体力向上と健康教育の充実に向けた取組の推進	7
施策 8	特別支援教育の充実	8
施策 9	不登校児童・生徒への支援の充実	9
施策10	帰国・外国人児童・生徒への就学の支援	10
施策11	教育の機会均等の確保	11
施策12	保・幼・小連携の推進	12
施策13	主体的に社会に参画する力を育成する教育の推進	13
施策14	グローバルに活躍できる多様な力を育成する教育の推進	14
施策15	持続可能な部活動の推進	15
施策16	地域運営学校と地域学校協働活動の一体的推進	16
施策17	学校だけでは解決が困難な問題に対する支援	17
施策18	子どもの安全・安心の確保	18
施策21	(仮)学校再編・長寿命化	19
施策22	学校ICT環境の充実	20
施策23	これからの教育を担う教員の指導力向上	21
施策24	学校の組織力向上	22
施策25	学校における働き方改革の推進	23



1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上

教育指導課

現状と課題

義務教育修了までに、小学校第5学年までの基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付けることを目的とし、「はちおうじっ子ミニマム」を実施しています。（教育指導課）

「はちおうじっ子ミニマム」の結果を踏まえ、ドリル型学習コンテンツを活用し児童・生徒一人ひとりに応じた個別最適な学びをすすめています。（教育指導課）

児童・生徒の学力の向上を図るため、アシスタントティーチャーを配置し、児童・生徒の習熟度に合わせた個別学習の充実を図っています。（教育指導課）

児童・生徒一人ひとりにあった個別最適な学びが実現できるよう、授業改善や学習端末の活用をすすめていくことが必要です。（教育指導課）

施策の方向

主な取組

○全市立小・中・義務教育学校に通うすべての子どもたちが、社会生活を営む上で最低限身に付けるべき必要最低限の学習内容を確実に定着できるようにします。（教育指導課）

○全市立小・中・義務教育学校に通う小学校第6学年及び義務教育学校第6学年から中学校第3学年及び義務教育学校第9学年において、年間2回「はちおうじっ子ミニマム」を実施

○児童・生徒一人ひとりにあった個別最適な学びを実現します。（教育指導課）

○年間2回実施する「はちおうじっ子ミニマム」の結果と学習用端末を活用したドリル型学習コンテンツを紐付け、個々の課題にあった学習の充実

○児童・生徒一人ひとりの個に応じた指導の充実を図ります。（教育指導課）

○アシスタントティーチャーの活用推進



【今後10年間を通じてめざす教育の姿】 1 はちおうじっ子の「生きる力」の育成

【施策展開の方向】 1 確かな学力を育む教育の推進

2 小中一貫教育の推進

教育指導課

現状と課題

児童・生徒の発達段階に応じたきめ細かい指導ができるよう、義務教育9年間を見通した小中一貫教育をすすめています。(教育指導課)

小中一貫教育施策推進委員会に学力向上推進委員会を設置し、八王子ベーシック・ドリル「はちおうじっ子ミニマム」の作成及び活用方法の検討をすすめています。(教育指導課)

義務教育学校の制度化に伴い、施設一体型の小中一貫教育のあり方について、第二小学校・第四中学校中学校で研究をすすめています。(教育指導課)

小学校・中学校の接続については、義務教育9年間を通じて、子どもたちに必要な資質・能力を確実に育むことをめざした取組の更なる充実が求められています。(教育指導課)

義務教育学校修了段階における基礎的・基本的な学力の定着と保障が課題となっています。(教育指導課)

義務教育学校における義務教育9年間で系統立てた教職員の組織体制や教育課程などについて早期に効果検証を行い、成果について施策に反映していく必要があります。(教育指導課)

施策の方向

主な取組

○小中一貫教育に関する基本方針に則り、日常的な取組の充実を図ります。(教育指導課)

- 小中一貫教育グループ内で合同で行う活動の実施
- 誰一人取り残さず義務教育修了段階の学力を保障する取組の実施
- 誰一人取り残さず見守り、育成する体制の構築
- 保護者・地域の願いを踏まえた教育課程の編成

○本市2校目となる第二小学校と第四中学校の義務教育学校において、指導方法の効果検証を行います。(教育指導課)

- 義務教育9年間で系統立てた教育課程の編成
- 義務教育9年間で系統立てた指導方法の検討及び実施
- 小中一貫校・義務教育学校における教育課程および指導法の効果検証

○小中一貫教育等施策推進委員会学力向上推進委員会において、小学校・中学校教員が連携した学力向上のための施策を推進します。(教育指導課)

- 国語、算数・数学、外国語に関する各種学力調査等の分析
- 授業検討や研究を実施し、研究成果の作成と発信

【第3次計画における施策】 2 自分を大切にし、他者を思いやる心の育成



【今後10年間を通じてめざす教育の姿】 1 はちおうじっ子の「生きる力」の育成

【施策展開の方向】 2 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

3 自分を大切にし、他者を思いやる心の育成

教育指導課

現状と課題

令和5年度（2023年度）八王子市学力定着度調査の意識調査において、自分という存在を大切に思えるかという設問に対し、「とてもそう思う」、「まあまあそう思う」と答えた児童・生徒の割合は小学校第5学年で89.1%、中学校第1学年で88.5%と年々増えている状況です。（教育指導課）

小中一貫教育施策推進委員会において、小・中・義務教育学校9年間を見通した人権教育や道徳教育の充実を図るため、授業展開や指導方法の工夫について調査研究をすすめ、研修会などで情報共有し、各学校で活用している状況です。（教育指導課）

特別活動を中心に、異年齢交流活動や係・委員会活動などを通じて、児童・生徒が活躍できる場や機会を設定し、自己肯定感や自己有用感といった自尊感情を高める取組をすすめています。（教育指導課）

「特別の教科 道徳」を要として、道徳教育を教育活動全体で行い、人間としてもつべき規範意識や公共の精神、自他の生命尊重、自己肯定感など、児童・生徒の豊かな心を育成することが求められています。（教育指導課）

スマートフォンなどの情報機器の急速な普及に伴い、ネット依存、ネット被害、SNSによるトラブルなどの新たな問題が生じています。情報社会における正しい判断や望ましい態度を育成することが課題になっています。（教育指導課）

児童・生徒の多様な体験活動の機会を充実し、一人ひとりが自らの課題を乗り越え、他者と協働してより良く生きる力を育てることが必要です。（教育指導課）

施策の方向

主な取組

○自他をかけがえのない大切な存在であるという気持ちを育み、多様性を高め合う共生社会の実現や人権教育を充実します。（教育指導課）

○人権尊重教育推進校の研究成果の普及
○小中一貫教育施策推進委員会人権教育部会における研究授業及びリーフレットによる成果普及

○保護者や地域と連携した道徳教育を推進していくために、道徳授業地区公開講座の工夫・改善を図ります。（教育指導課）

○動画資料を活用し、道徳授業地区公開講座における意見交換会の実施方法の検討

○子どもたちの自尊感情や自己肯定感を高め、人を思いやる心や命を大切に作る心を育成する取組の充実を図ります。（教育指導課）

○はちおうじっ子サミットの開催
○赤ちゃんふれあい事業と連携
○「八王子市のいのちの大切さを共に考える日」の取組の実施

○子どもたちがSNSの適切な使い方を身に付けることができるよう、学校、家庭、地域の連携を図ります。（教育指導課）

○セーフティ教室の実施
○情報機器会社によるメディアリテラシー教育の実施



【今後10年間を通じてめざす教育の姿】 1 はちおうじっ子の「生きる力」の育成

【施策展開の方向】 2 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

4 いじめ防止対策の推進

教育総務課・教育指導課

現状と課題

「いじめを許さないまち八王子条例」や「八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針」に基づき、「学校いじめ防止基本方針」の内容の充実を図り、いじめ防止に向けた校内体制の整備をすすめています。(教育指導課)

「児童・生徒のいじめ抑止に向けた取組の強化」や「SOSの受信力・発信力」の向上を図り、いじめの未然防止に向けた対策を強化することが必要です。(教育指導課)

条例や基本的な方針の趣旨を広く市民に周知するとともに、全教職員がいじめ防止に関する対処や取組について、理解を深めることが必要です。(教育指導課)

各学校が作成する「いじめの防止等の基本的な方針と取組内容」を活用し、児童・生徒や保護者、地域に向け、いじめを防止することの重要性や、いじめに関する相談体制などについて啓発するとともに、SNSの活用について、学校での指導の充実や、保護者への更なる意識啓発が必要です。(教育指導課)

いじめの未然防止・早期発見や発生時の迅速な対応を図るため、児童・生徒の学校生活上の状況を継続的に把握することが必要です。(教育指導課)

施策の方向	主な取組
<p>○「八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針」に基づく「学校いじめ防止基本方針」に則った、いじめ防止に向けた取組を確実に推進します。(教育指導課)</p>	<p>○「いじめの早期発見のためのアンケート調査」の実施 ○年度当初の「子ども見守りシート」による、保護者からの積極的な情報提供 ○いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた校内研修の実施</p>
<p>○全市立小・中・義務教育学校における、いじめ防止に向けた授業を実施します。(教育指導課・教育総務課)</p>	<p>○年間3回以上のいじめ防止に関する授業の実施 ○情報機器会社等によるメディアリテラシー教育の実施 ○「SOSの出し方に関する教育」の実施 ○子どもたち一人ひとりがいじめの問題について考える機会の設定 ○弁護士によるいじめ予防授業の実施</p>
<p>○いじめの未然防止・早期発見に向け、児童・生徒一人ひとりと向き合える環境整備を推進します。(教育指導課)</p>	<p>○毎週1回の「いじめ対応のための時間」の設定 ○小学校第5学年と中学校第1学年、義務教育学校第7学年を対象としたスクールカウンセラーによる全員面談の実施</p>
<p>○学校のいじめ対策、いじめ対応の強化に向けた取組を確実に実施します。(教育指導課・教育総務課)</p>	<p>○週1回以上の「学校いじめ対策委員会」の定期開催 ○学校のいじめ対応の核となる学校いじめ対策委員会コーディネーターを対象にした研修の実施 ○全市立小・中・義務教育学校に配属された教員を対象にした、いじめ防止の理解を図るオンデマンド研修の実施 ○スクールロイヤーによるいじめ予防研修の実施</p>
<p>○いじめの未然防止・早期発見や発生時の迅速な対応を図るため、児童・生徒の学校生活上の継続的な状況把握や家庭との連携を図っていきます。(教育指導課)</p>	<p>○「八王子市いのちの大切さを共に考える日」の取組の実施 ○「楽しい学校生活を送るためのアンケート(Q-U)」の実施 ○児童・生徒が相談できる大人に関する調査の実施 ○長期休業日前、長期休業終了前の児童・生徒の状況把握調査の実施</p>



5 感性や創造性を育む活動の充実

学務課・教育指導課

現状と課題

児童・生徒の探究的な学習の促進を図るため、調べ学習への取組をすすめています。(教育指導課)

学校図書館の更なる活用に向け、司書教諭、学校司書の資質・能力の向上のための研修を実施しています。(教育指導課)

各教科等の全体計画、年間指導計画に地域の特色を活かした体験活動を取り入れ、計画的に実践しています。(教育指導課)

学習協力者などボランティアの活用を図り、体験活動の機会を拡充することを通し、子どもたちの問題発見や問題解決能力を伸ばさせるための総合的な学習の時間の充実を図っています。(教育指導課)

市図書館との連携、市及び学校の図書館システムの活用をすすめ、児童・生徒の読書活動を推進しています。(教育指導課)

全市立小・中・義務教育学校における体験活動について、現状を踏まえるとともに、今後のあり方を検討する必要があります。(教育指導課)

社会体験活動や自然体験活動などを通じ、児童・生徒の多様な体験活動の機会を充実し、一人ひとりが自らの課題を乗り越えつつ、他者と協働して何かを成し遂げる力を育てることが重要です。(教育指導課)

施策の方向

主な取組

探究的な学習の促進のため、児童・生徒に向けた取組を推進します。(教育指導課)

- 調べる学習コンクールの実施
- 学校図書館サポートセンターによる調べ学習ガイド提供
- 学校司書による資料提供支援

学校図書館の活用に向け、司書教諭、学校司書の資質向上を図ります。(教育指導課)

- 司書教諭研修会の実施
- 学校司書研修会の実施

各教科等の全体計画、年間指導計画に地域の特色を活かした体験活動を取り入れ、計画的に実践していきます。(教育指導課)

校外学習の実施
社会科見学や職場体験等の実施

学習協力者などボランティアの活用を図り、体験活動の機会を拡充することを通し、子どもたちの問題発見や問題解決能力を伸ばさせるための総合的な学習の時間の充実を図ります。(教育指導課)

地域運営学校と連携

市図書館との連携を継続し、児童・生徒の読書環境の整備を推進します。(教育指導課)

- 市図書館による学校貸し出し図書の活用
- 児童・生徒用の電子書籍アカウントの配布

全市立小・中・義務教育学校における体験活動について、現状を踏まえた今後のあり方を検討していきます。(教育指導課)

近隣大学や東京都と連携を図り、体験活動を実施

社会体験活動や自然体験活動などの児童・生徒の多様な体験活動の機会を充実させ、それらの機会を通じて、児童・生徒一人ひとりが自らの課題を乗り越え、他者と協働して何かを成し遂げる力を育む取組を推進していきます。(教育指導課)

近隣大学や高等学校と連携を図り、体験活動を実施

児童・生徒が創作・表現活動に意欲的に取り組む姿勢を育むために、発表の場として作品展を実施します。(学務課)

市立小・中・義務教育学校合同作品展「おおり展」の開催



【今後10年間を通じてめざす教育の姿】 1 はちおうじっ子の「生きる力」の育成

【施策展開の方向】 2 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

6 食育の推進

学校給食課・教育指導課

現状と課題

令和5年度（2023年度）に行った「全国学力・学習状況調査」によると、約8割の子どもが毎日朝食を食べているものの、小学生では約9%、中学生では約12%の子どもが毎日食べていない状況です。（教育指導課）

社会環境が変化し、生活習慣が多様化する中で、家庭における調理体験、望ましい食習慣の実践などが十分とは言えない状況です。学校で楽しく学べる機会を増やし、その学びを家庭でも共有する手立てが必要です。（学校給食課）

栄養の偏りや食習慣の乱れがある傾向の子どもが見られることから、栄養バランスの取れた給食の提供と給食を活用した食育を推進し、自らの健康を考え、食品を選択する力を育む必要があります。（学校給食課）

伝統的な食文化が十分に継承されず、その特色が失われつつある中で、和食や地域の伝統的な食文化、食事の作法等、次世代に伝えつなげる食育の推進が必要です。（学校給食課・教育指導課）

ライフスタイル等の変化により、普段の食生活を通じて農林水産業等を意識する機会が減少している状況です。地場産物の使用を引き続き促進するとともに、地域の生産者との触れ合いや農業体験などを通して、感謝の心や郷土愛を育むことが求められています。（学校給食課）

世帯構造や社会環境が変化し、貧困の状況にある子どもに対する支援が重要な課題になるなど、家庭や個人の努力のみでは、健全な食生活の実践につなげていくことが困難な状況です。学校や地域、関係団体、給食センターなどが連携して食支援をしていく必要があります。（学校給食課）

食品ロス削減や食の循環などSDGsについて普及啓発を行っているが、児童・生徒の行動変容までには至っていない状況です。食品ロス削減の必要性を認識し、環境に配慮した食品を選ぶなど、自ら主体的に行動することにつながる食育が求められています。（学校給食課・教育指導課）

全市立小・中・義務教育学校で、食に関する指導の全体計画・年間指導計画に沿った食育に取り組んでいますが、学校間で差がある状況です。校内体制・指導体制を確立した食育の推進が求められています。（教育指導課）

施策の方向

主な取組

「人生100年時代」に向けて、充実した食生活を実現することを目指し、楽しみながら食について学べるイベントや講座を充実させ、子どもはもちろん、家庭や地域へも食の大切さを伝えます。（学校給食課）

家庭・地域への食育の啓発
給食センターを「食の拠点」とした食育の実施
市内の生産者や地域と連携した食育イベントや親子料理教室などの調理体験活動の実施

小・中・義務教育学校9年間で「自分で弁当を作ることができる子ども」の育成をめざし、教育活動全体へ食育を展開します。（学校給食課・教育指導課）

発達段階に応じて「身に付けたい力」を明確にした食育の実施
定着度を把握するために「はちおうじっ子ミニマム」を実施
各学校における指導の充実のため、食育リーダー研修を実施

給食を通じて子どもが早い段階から興味・関心をもって学ぶことができるよう、地域や日本の伝統的な食文化や食事の作法等への理解や継承につながる取組を推進します。（学校給食課・教育指導課）

地域や日本の伝統や歴史文化を伝える給食の提供
100年フード「桑都・八王子のふるさと料理」の普及等郷土愛の醸成につながる取組の実施
地域や日本の食文化について学ぶ取組の実施

給食で地場産物を活用し、地域の自然・文化・産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の声を届けることで、食への感謝の心や郷土愛を育みます。（学校給食課）

地場産物を活用した給食の実施
生産者の想いや努力を伝える取組の実施
市内の産業について学び、体験する機会の創出

子どもを取り巻く環境は、ヤングケアラーの存在や貧困、不登校児の増加など複雑化している中で、子どもを「食」で応援する取組を推進する。（学校給食課）

給食センターにおける不登校児童・生徒支援事業の実施
給食センターを活用した「夏休み元気応援ランチ」の開催
夏期休業中における学童保育所等への昼食提供の実施

SDGs時代にふさわしい環境と調和のとれた食料の生産や消費等が図られるよう、自分の行動が持続可能な社会の実現につながる意識できるような食育を展開します。（学校給食課・教育指導課）

食を大切にすることを高める取組「もったいない大作戦」の実施
「環境と食」をテーマとしたSDGsへの理解を深める取組の実施

幼児期から食に関心をもち、基本的な食習慣を身に付けるため、保育園や幼稚園との連携を図りながら保・幼・小・中の15年間にわたる切れ目のない食育を推進します。（学校給食課・教育指導課）

「早寝・早起き・朝ごはん」の啓発
毎日の食を通して、基本的な食習慣やマナーを身に付ける食育の実施



【今後10年間を通じてめざす教育の姿】 1 はちおうじっ子の「生きる力」の育成

【施策展開の方向】 2 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

7 体力向上と健康教育の充実に向けた取組の推進

教育指導課

現状と課題

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機に、全市立小・中・義務教育学校で実施したオリンピック・パラリンピック教育を「学校2020レガシー」として教育課程に位置付け、オリンピック・パラリンピック教育の集大成として継続してすすめています。(教育指導課)

全市立小・中・義務教育学校で、東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から「体力向上推進計画」を策定し、各学校において具体的な改善目標を設定し実態に応じた取組を実施することで、体力の向上を図っています。(教育指導課)

本市の児童・生徒の体力の状況は、小学校段階では男女ともに体力合計点で都平均を下回っているものの、中学校段階では男女ともに上回っており、小学生の体力の定着に課題があります。(教育指導課)

体育主任研修会などにおいて、体力向上に良い取組について情報を共有するなど、教員の授業力の向上を図る取組を推進する必要があります。(教育指導課)

児童・生徒の運動に対する関心や意識を高めるために、自らすすんで運動しようとする態度の育成を図る必要があります。(教育指導課)

家庭に向けて、日常生活の中で運動をすることの重要性を啓発し、子どもたちの基礎体力の定着につなげることが重要です。(教育指導課)

生活習慣病予備軍の低年齢化、食生活の乱れ、性情報の氾濫、薬物乱用など、子どもたちを取り巻く健康問題が常に変化している状況を踏まえ、健康教育を更に推進していく必要があります。(教育指導課)

施策の方向		主な取組
<p>○全市立小・中・義務教育学校で実施したオリンピック・パラリンピック教育を「学校2020レガシー」として継続して実施し、児童・生徒が自から運動に親しむ態度を育成するとともに、健康の保持増進と体力の向上を図ります。(教育指導課)</p>		<p>○学校ごとの特色あるオリンピック・パラリンピック教育を「学校2020レガシー」として継続して実施</p>
<p>○体育・保健体育科の授業改善に資する研修会を充実させ、教員の意識や授業力向上を図ります。(教育指導課)</p>		<p>○東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査の分析及び課題改善のための取組の実施 ○体育主任研修会の開催 ○体育・保健体育科における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善</p>
<p>○家庭に向けて、日常生活の中で運動をすることの重要性を啓発し、子どもたちの基礎体力の定着につなげます。(教育指導課)</p>		<p>○東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果等の保護者への周知</p>
<p>○がんに関する基本的な知識を身に付けるとともに、命の大切さや自己の生き方などを考えるため、がん教育を推進します。(教育指導課)</p>		<p>○中学校第2学年における外部講師を招へいたがん教育の実施 ○小学校におけるがん経験者から命の大切さについて学ぶ取組の実施</p>
<p>○薬物乱用防止教室や性教育など、子どもたちが生涯にわたって健康的な生活を送るために必要な力を育成するための健康教育を推進します。(教育指導課)</p>		<p>○薬物乱用防止教室の実施 ○東京都の教材「性教育の手引」や文部科学省の「「生命(いのち)の安全教育」指導の手引き」に基づいた、性に関する指導の実施</p>



【今後10年間を通じてめざす教育の姿】 1 はちおうじっ子の「生きる力」の育成

【施策展開の方向】 3 児童・生徒に応じた支援の充実

8 特別支援教育の充実

教育指導課

現状と課題

特別支援教室で指導を受ける児童・生徒数は、特別支援教室開設時と比べ、小学校で約2.7倍、中学校で約2.1倍となっており、特別な支援を必要とする児童・生徒数が年々増加している状況です。今後は指導対象となる児童・生徒の増加に伴い巡回拠点校の増設の検討を行うとともに、令和6年度(2024年度)より、就学・転学希望者が増加している特別支援学級についても地域にバランスよく設置していくための増設による再編を行い、指導環境と支援体制の充実をすすめています。(教育指導課)

総合教育相談では、就学相談も含め、近年相談件数が増加しています。発達障害、不登校、いじめ等のさまざまな課題については、子ども本人や保護者、学校からの相談に適切に対応ができるよう、心理相談員をはじめ複数の専門家の多面的かつ包括的な相談体制により充実を図りました。(教育指導課)

各学校における校内委員会の週1回の実施が定着し、児童・生徒一人ひとりの特性や教育的ニーズに応じた指導・支援をすすめています。(教育指導課)

平成29年度(2017年度)から、障害の有無を問わず誰もが乳幼児期から就学・進学・就労などの節目で困ることのないよう、子どもの成長や発達に関する資料を1つのファイルに保存し、必要に応じて保護者や本人が、支援機関等へ提供することで、一人ひとりの特性に応じた切れ目ない支援を行う「はちおうじっ子マイファイル」を開始しました。今後はその普及・啓発を図りながら、全市立小・中・義務教育学校で作成するサポートファイルの活用もすすめていきます。(教育指導課)

共生社会の実現をめざし、特別支援教育の理解が保護者や市民に広がるよう、副籍事業や校内交流、地域講座等の機会を通じて啓発活動に取り組んでいます。(教育指導課)

障害の有無に関わらず、すべての児童・生徒の自立と社会参加を見据え、共生社会の実現に向けた取組をすすめることが必要です。(教育指導課)

学校サポーターをはじめとする支援者の適切な活用と、支援力向上のための育成プログラムにより、特別な支援が必要な児童・生徒へのサポートの充実を図っていますが、合理的な配慮や医療的ケアを必要とする児童・生徒が増加しており、今後も障害特性や状況に応じた支援の更なる充実が求められています。(教育指導課)

相談内容の多様化・複雑化・困難化の傾向が顕著であることから、これまで以上に、相談員の対応力の向上とともに、教育・医療・福祉・保健の各領域の関係機関相互の連携体制を強化することが求められています。(教育指導課)

今後も特別支援学級・特別支援教室を希望する児童・生徒数の増加が見込まれるため、担当する教員に限らず、全ての教員について特別支援教育の指導力の向上と理解を深めることが求められます。(教育指導課)

施策の方向

主な取組

○特別な支援を必要とする児童・生徒が個に応じた指導支援が受けられる学校環境の整備をすすめます。(教育指導課)

○地域のバランスに配慮した特別支援学級の増設
○巡回指導対象の児童・生徒の増加に伴う拠点校の増設検討

○特別支援教育に関する多様な教育ニーズに応じた指導力の向上を図ります。(教育指導課)

○教員のニーズに応じた特別支援教育研修の開催

○学校生活の困難さや障害特性に寄り添った支援力の向上を図ります。(教育指導課)

○学校サポーターの充実
○研修や育成講座を通じた一人ひとりの支援者の支援力の向上

○特別支援教育における社会の動向や学校・地域のニーズを捉え、更なる充実を図ります。(教育指導課)

○八王子市第六次特別支援教育推進計画(仮)の策定



【今後10年間を通じてめざす教育の姿】 1 はちおうじっ子の「生きる力」の育成

【施策展開の方向】 3 児童・生徒に応じた支援の充実

9 不登校児童・生徒への支援の充実

教育指導課

現状と課題

教員経験者、心理士及びスクールソーシャルワーカーで構成する登校支援チームでは、全市立小・中・義務教育学校を対象とした「個票システム」を活用し、各学校を定期訪問する中で、不登校傾向の児童・生徒の状況の把握と学校による支援の糸口や方向性を学校とともに検討し、初期段階からの校内対応を支援しています。（教育指導課）

高尾山学園を不登校対策の拠点として位置付け、登校支援チームを高尾山学園内に配置し、学園との連携を深め不登校児童・生徒の支援にあたっている。また、高尾山学園に蓄積された不登校対応のノウハウを、全市立小・中・義務教育学校の教員を対象に実施する「不登校対応力向上研修」の中で学ぶ事で「全ての子どもたちが安心して過ごせる学校づくり」につなげています。（教育指導課）

高尾山学園を設置した平成16年度（2004年度）以降、減少傾向を示していた本市の不登校児童・生徒数は、平成25年度（2013年度）を境に増加に転じました。これは全国的にも同様の状態にあり、文部科学省の令和4年度（2023年度）「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、全国で14万人を超える子どもたちが不登校状態にある状況です。（教育指導課）

学校だけでは対応が困難な児童・生徒について、それぞれが抱える課題について、スクールソーシャルワーカーと登校支援コーディネーターが連携してアセスメントを行い、学校による支援の糸口や方向性を総合的に検討し、スクールロイヤーやスクールカウンセラー、医療機関と連携することで初期段階からの校内支援の充実を図ることが求められています。（教育指導課）

不登校状態のまま義務教育を修了した生徒が、卒業後も継続して必要な支援を受けられるように、在学中から学校内外で専門的な相談・指導を受けていない人数を0にするための体制を構築することが求められています。（教育指導課）

施策の方向	主な取組
○全市立小・中・義務教育学校において、不登校児童・生徒個々の支援ニーズの早期対応と組織的対応を行います。（教育指導課）	○個票システムの活用 ○登校支援コーディネーターとスクールソーシャルワーカーの連携強化
○全市立小・中・義務教育学校において、「全ての子どもたちが安心して過ごせる学校づくり」に向けた情報を発信します。（教育指導課）	○全市立小・中・義務教育学校を対象とした「不登校対応力向上研修」の高尾山学園での実施
○さまざまな支援ニーズをもつ不登校児童・生徒が社会とつながる機会を確保します。（教育指導課）	○学校給食センターとの連携 ○図書館との連携 ○子ども・若者育成支援センターとの連携
○不登校児童・生徒に対して、社会的自立を目指した支援を行います。（教育指導課）	○不登校生徒を対象とした職場体験の実施 ○不登校をテーマとした保護者サロンの実施
○スクールソーシャルワーカーに対して助言指導を行うスーパーバイザーを配置し、専門性の向上と対応力の強化を図ります。（教育指導課）	○教育・心理・福祉・医療・法律の専門家によるスーパービジョンの実施



【今後10年間を通じてめざす教育の姿】 1 はちおうじっ子の「生きる力」の育成

【施策展開の方向】 3 児童・生徒に応じた支援の充実

10 帰国・外国人児童・生徒への就学の支援

学務課

現状と課題

来日して間もない帰国・外国人児童・生徒が、学校における日常生活や学習活動を円滑に送れるよう、母語などを理解できる外国籍等児童・生徒就学時支援者を、小学生は50時間、中学生は70時間派遣しています。（学務課）

多言語対応双方向通訳デバイス（翻訳機）を活用し、児童・生徒及び保護者と学校のコミュニケーションの円滑化を図っています。（学務課）

通常の教科について学習理解及び生活習慣の習得を容易にし、教育効果の向上を図るため、由井第一小学校、南大沢小学校および打越中学校に日本語学級を設置し、日本語の習得を目的とする授業を行っています。（学務課）

対応言語の多様化により、家庭とのやり取りの際などに言葉が通じないことで、支障をきたしているケースが多くなっている状況です。（学務課）

支援対象児童・生徒の増加により多言語化しているため、外国籍等児童・生徒就学時支援者、教員、市教育委員会事務局、関係機関で連携し、支援内容の共有及び充実を図ることが重要です。（学務課）

施策の方向

主な取組

○就学時に支援を必要とする帰国・外国人児童・生徒に対し、日本の学校生活に慣れるまで母語などによる支援の充実を図ります。（学務課）

○外国籍児童・生徒就学時支援者の派遣の実施

○学校・家庭と連携を図りながら、帰国・外国人児童・生徒への支援を推進します。（学務課）

○多言語対応双方向通訳デバイスの活用
○日本語学級における指導の実施（由井第一小学校、南大沢小学校、打越中学校）

○支援内容などの情報交換を行うことで、支援の充実を図ります。（学務課）

○外国籍等児童・生徒就学時支援連絡協議会の開催

○就学時における案内などについて、多言語化されている情報の充実を図ります。（学務課）

○各種通知書の多言語対応化の実施



【今後10年間を通じてめざす教育の姿】 1 はちおうじっ子の「生きる力」の育成

【施策展開の方向】 3 児童・生徒に応じた支援の充実

1 1 教育の機会均等の確保

学務課

現状と課題

経済的理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、就学援助費として学用品費、修学旅行費、オンライン学習通信費などの援助を行っています。(学務課)

成績良好で学習意欲があり、かつ、経済的理由により高等学校などへの修学が困難な生徒に奨学金を支給しています。(学務課)

生活保護基準や社会情勢の状況を踏まえて、就学援助制度を適切に実施することが重要です。(学務課)

育英基金を効果的に活用することで、奨学金制度を適切に運用することが求められています。(学務課)

制度を必要としている保護者と生徒が漏れなく申請できるように、就学援助制度と奨学金制度について周知を徹底することが重要です。(学務課)

施策の方向

主な取組

○適切に就学援助制度を実施していきます。(学務課)

○生活保護基準や社会情勢の状況を踏まえて、就学援助費を支給

○奨学金制度を適切に実施していきます。(学務課)

○奨学審議会の意見を反映した奨学金の支給

○制度を必要としている保護者と児童・生徒が漏れなく申請できるように、就学援助制度と奨学金制度について周知の徹底を図ります。(学務課)

○全対象者への進学時及び就学時に制度案内及び申請書の配布、広報・ホームページなどでの周知



12 保・幼・小連携の推進

教育指導課

現状と課題

「保・幼・小連携の日」の内容の充実を図るとともに、保育園・幼稚園・小学校などが連携した取組の推進を図っています。
(教育指導課)

スタートカリキュラム(八王子モデル)の活用について、教育研究所設置委員会の1つである保・幼・小教育推進委員会にて検討し、活用についての動画を作成しています。(教育指導課)

全市立小・義務教育学校において、スタートカリキュラム(八王子モデル)を年間指導計画に位置付けて取り組んでいます。
(教育指導課)

幼児教育と小学校教育との接続として、子どもや教員の交流をすすめています。教育課程の接続については、十分ではない状況です。
(教育指導課)

本市における幼児教育のあり方や幼児教育・保育センターとの連携について、市長部局と検討するとともに、幼児教育・保育センターと協力していく必要があります。(教育指導課)

施策の方向

主な取組

○幼児教育の遊びと小学校教育の学びを接続するスタートカリキュラムを改定し、幼児期から児童期への接続が円滑に移行できるようにします。(教育指導課)

○保・幼・小教育推進委員会で、「スタートカリキュラム」(改定版)を作成

○全市立小・中・義務教育学校で保・幼・小連携に関する活用動画を視聴する等、「保・幼・小連携の日」をさらに充実できるようにします。(教育指導課)

○保・幼・小教育推進委員会で、「保・幼・小連携の日」の活動事例や協議会事例を集約し、全市立小・中・義務教育学校に情報共有

○子ども家庭部と連携し、就学支援シート(すくてくシート)の効果的な活用を推進します。(教育指導課)

○全市立小・中・義務教育学校の教員を対象に、夏季教員研修として、「すくてくシート研修会」を実施



【今後10年間を通じてめざす教育の姿】 1 はちおうじっ子の「生きる力」の育成

【施策展開の方向】 4 未来を切り拓く力を育む教育の推進

13 主体的に社会に参画する力を育成する教育の推進

教育指導課

現状と課題

将来の予測が困難な時代において、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、自らが「持続可能な社会の創り手」となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていくことが求められています。(教育指導課)

「キャリア・パスポート」等を活用し、児童・生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成する取組を通じて、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促進することが重要です。(教育指導課)

学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校のキャリア教育を全体指導計画及び教科等の年間指導計画へ位置付け、小・中・義務教育学校9年間を見通した体系的・系統的なキャリア教育を推進する必要があります。(教育指導課)

外部機関との連携を強化し、職業講話や職場体験活動等を通して社会の一員としての自覚や責任をもち、社会生活を営む上で必要なマナーやルール、働くことや社会に貢献する意欲や態度を育成することが重要です。(教育指導課)

施策の方向

主な取組

小・中・義務教育学校9年間を見通したキャリア教育の取組を充実させるため、キャリア教育を全体指導計画及び教科等の年間指導計画へ確実に位置付けます。(教育指導課)

○ キャリア教育の全体指導計画の作成及び教科等の年間指導計画への位置付け、実施

子どもたちの主体的に学びに向かう力や自己実現につながるための取組を推進します。(教育指導課)

児童・生徒自身の変容が自己評価できるようにするためのはちおうじっ子「キャリア・パスポート」の活用

○ 職場訪問や職業体験などの体験的な活動をととしたキャリア教育を実施します。(教育指導課)

市立中学校における職場訪問及び職場体験の実施

外部機関との連携を強化し、職業講話及び職場体験活動を通して系統的なキャリア教育の充実を図ります。(教育指導課)

外部機関と連携した職業講話・職場体験の実施



【今後10年間を通じてめざす教育の姿】 1 はちおうじっ子の「生きる力」の育成

【施策展開の方向】 4 未来を切り拓く力を育む教育の推進

14 グローバルに活躍できる多様な力を育成する教育の推進

教育指導課

現状と課題

国の第4期教育振興基本計画では、2040年以降の社会を見据えた「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を基本方針として、「将来の予測が困難なVUCAと言われる時代の中で、個人と社会のウェルビーイングを実現していくためには、社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成が必要である。」と示しています。(教育指導課)

グローバルな立場から社会の持続的な発展を生み出す人材として、地球規模の諸課題を自らに関わる問題として捉え、世界を舞台に国際的なルール形成をリードしたり、社会経済的な課題解決に参画したりするグローバル・リーダーや、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担う人材の育成を推進していく必要があります。(教育指導課)

グローバル競争が激化する中、世界の中で我が国が輝き続けるためには、世界で活躍するイノベーターやリーダー人材を育成していくことが求められています。(教育指導課)

若年段階からの国際的な交流活動や外国語教育の充実、国際理解教育の推進など、日本や外国の言語や文化を理解し、日本への愛着や誇りを持ちつつ、グローバルな視野で活躍するための資質・能力の育成が求められています。(教育指導課)

AI(人工知能)の発展により、近い将来多くの職種がコンピュータに代替されるとの指摘がある時代だからこそ、ICTを主体的に使いこなす力のほか、あらゆる情報の中から必要な情報を取捨選択し、活用する能力を育成することが必要です。(教育指導課)

大規模な自然災害が多発する中、危機回避能力や防災・減災に対する知識をもち、社会の安全のために貢献できる資質・能力・態度を養うことが必要です。(教育指導課)

環境問題や貧困格差の問題などを踏まえ、これからの社会の持続的な成長や発展のために貢献できるよう、課題解決能力の育成が求められています。(教育指導課)

施策の方向

主な取組

子どもたちの豊かな国際感覚を育み、外国語でのコミュニケーション能力の向上を図ります。(教育指導課)

全市立小・中・義務教育学校へのALTの派遣事業の実施
小学校への留学生派遣事業の拡充
○ 中学校第3学年及び義務教育学校第9学年を対象としたスピーキング学習教材の導入・活用

小・中・義務教育学校の教員を対象とした英会話研修など、本市独自の研修を更に充実します。(教育指導課)

ALTと連携した外国語活動・外国語科の指導法に関する研修の実施
初任者教員を主な対象としたオールイングリッシュによる外国語教育研修の実施

情報教育を推進するため、プログラミング教育推進校を設置し、研究を推進するとともに、大学等と連携した情報教育の充実を図ります。(教育指導課)

全市立小・中・義務教育学校の情報教育主任を対象とした研修を年4回実施
○ GIGAスクール研究推進校を指定し、教科等における効果的なICTの活用を研究・発表
○ 情報教育推進委員会による小中一貫教育の観点からの情報教育の研究の実施と発表
児童・生徒を対象とした大学や企業等と連携したプログラミング講座(教室)の実施

地域と連携した防災訓練などを実施し、子どもたちの危機回避能力や社会のために貢献できる資質・能力・態度を育成します。(教育指導課)

小中一貫教育グループ校と地域・保護者が合同で行う防災訓練の推進

安全教育や情報モラルに関する指導を充実します。(教育指導課)

セーフティ教室の実施
SNSによるネットトラブルの未然防止や適正なインターネット利用の推進を図る学習機会の設定



15 持続可能な部活動の推進

学務課・教育指導課

現状と課題

生徒の興味・関心に応じた部活動を設置するとともに、専門的な知識を有する部活動指導員や部活動指導補助員（コーチ）の配置や、複数の小規模校等の連携・交流による広域部活動を実施し、部活動指導の質の向上や、教員の働き方改革の推進を図っています。（教育指導課）（学務課）

中学校体育連盟主催の大会への参加、また、文化部や中学校体育連盟に加盟していない運動部についてもコンクールや大会に参加できるよう生徒派遣費補助対象とすることで、部活動参加への負担軽減を実施しています。（学務課）

教員の働き方改革として「教員にしかできない仕事に専念できるようにする」ために、国の示す部活動の地域連携・地域移行の改革推進期間において、本市の部活動改革をすすめています。（教育指導課）

部活動指導員や、部活動指導補助員（コーチ）が配置された学校の実施状況から課題などを検証し、配置の見直しや配置の拡大に向けた検討が必要です。（教育指導課）（学務課）

学校部活動と地域団体の活動が連携し、子どもたちが生涯にわたってスポーツや文化芸術活動に継続して親しめる環境整備が必要です。（教育指導課）

施策の方向

主な取組

学校部活動と地域活動を連携させ、部活動人材の適正な配置をすすめます。（学務課）

複数校の連携・交流による広域部活動に対し、部活動指導員及び部活動指導補助員（コーチ）を配置することで部活動の質の向上を図ります。

部活動生徒派遣費の交付により保護者の負担軽減を行い、部活動の充実を図ります。（学務課）

運動部の対外試合、文化的活動の各種コンクール等への参加費、交通費の補助

○部活動指導員や部活動指導補助員（コーチ）の配置を通して部活動の質の向上と教員の働き方改革を推進します。（教育指導課）

○部活動指導補助員（コーチ）の配置の拡大や、部活動指導員の計画的な配置と配置の拡大

○部活動の運営が困難な小規模校をはじめとするニーズが一致した複数の学校の連携・交流による広域部活動を実施します。（教育指導課）

○拠点校方式や合同部活動方式による広域部活動の実施

○「八王子市立学校に係る部活動の方針」に基づく部活動を実施します。（教育指導課）

○「八王子市立学校に係る部活動の方針」に基づく合理的かつ効率的・効果的な部活動の実施
○各種スポーツ大会・文化的コンクールに参加する生徒への交通費や大会参加費等の支援

○令和6年度（2024年度）に作成する「八王子市立学校に係る部活動改革ガイドライン（仮称）」に基づく部活動の地域連携・地域移行を推進します。（教育指導課）

○「八王子市立学校に係る部活動改革ガイドライン（仮称）」に基づく学校部活動の再編と地域と連携した活動の拡充

【第3次計画における施策】 18 地域運営学校の充実

【第3次計画における施策】 19 多様な地域の人材と協働した教育活動の推進



【今後10年間を通じてめざす教育の姿】 2 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

【施策展開の方向】 5 地域とともにある学校づくり

16 地域運営学校と地域学校協働活動の一体的推進

地域教育推進課

現状と課題

全市立小・中・義務教育学校が地域運営学校として学校運営を行い、地域学校協働本部と連携して子育てをすすめています。
(地域教育推進課)

学校運営協議会が企画した特色ある取組や、学校運営をサポートする地域住民等によるボランティア活動を支援し、学校運営協議会の活性化及び学校運営の充実を図っています。(地域教育推進課)

「社会に開かれた教育課程」を実現するために、学校は、地域との連携や協働を一層すすめていくことが必要です。
(地域教育推進課)

地域で子どもたちの成長を支える上で、小中一貫教育グループ校相互の連携が重要であるという認識が高まっています。
(地域教育推進課)

地域によって学校運営協議会の活動に差があり、地域学校協働活動との連携が十分ではない地域もあります。(地域教育推進課)

地域の将来を担う子どもを育成するとともに、地域力の強化をはかるため、地域住民等の参画による学校を核とした人づくり・地域づくりを実施することが必要です。(地域教育推進課)

地域運営学校と地域学校協働活動の一体的推進を図るためには、双方の役割に対する理解度を高め、地域ごとにその実情に合わせた活動方法を検討し、実行することが重要です。(地域教育推進課)

地域運営学校による質の高い学校運営を実現するため、学校運営協議会の活動に役立つ研修の実施や先行事例の情報提供などの支援が重要です。(地域教育推進課)

地域学校協働活動を一層充実させていくため、各学校に配置されている地域学校協働活動推進員(学校コーディネーター)の質の向上やフォロー体制づくりが重要です。(地域教育推進課)

施策の方向

主な取組

地域運営学校と地域学校協働活動の一体的推進を図るための支援を行います。(地域教育推進課)

情報の提供や研修の実施
学校運営協議会の傍聴、助言指導

学校運営協議会と地域学校協働活動推進員(学校コーディネーター)の連携を促進します。(地域教育推進課)

合同研修の実施

担い手の確保に向けた支援を行います。(地域教育推進課)

学校活動支援ボランティア制度の周知・活用
地域学校協働活動推進員(学校コーディネーター)の育成



17 学校だけでは解決が困難な問題に対する支援

教育指導課

現状と課題

情報モラル教育やセーフティ教室等、児童・生徒が問題行動を起こさない、犯罪に巻き込まれないようにするための指導を日常的に実施しています。（教育指導課）

いじめや不登校、体罰、事故など、日々さまざまな問題が発生しており、学校だけでなく、保護者や地域、関係機関と連携した児童・生徒が抱える課題への対応が必要です。（教育指導課）

学校現場で生じている問題に有効・適切に対処するためには、トラブルの未然防止や教員の負担軽減の観点からも、問題が深刻化する前に、法や法的価値観に基づく紛争の解決や予防が求められています。（教育指導課）

貧困や児童虐待など、家庭環境を背景とする複雑な問題に対しては、学校だけでは実態を把握しづらく、解決できない状況にあります。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの人的資源を拡充・補強し、学校心理士スーパーバイザーやスクールロイヤーなどと連携して対応する必要があります。（教育指導課）

異なった視点を有する専門家なども含めた「チーム学校」として、組織的にケース対応し、事態の解明や改善などを目的とした、第三者的視点を導入するような態勢の強化が必要です。（教育指導課）

子どもたちが家庭から離れ、その大部分を過ごす学校は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを認識し「子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」との連携をより一層強化することで、問題の早期発見・早期対応に努めることが重要です。（教育指導課）

施策の方向

主な取組

○子どもの貧困問題など、福祉的支援を必要とする児童・生徒について早期に把握し、学校における支援の糸口をともに検討するなど、学校支援体制を充実します。（教育指導課）

スクールソーシャルワーカーによる、よりきめ細かな定期巡回相談の実施

○SNSを起因とするトラブル等を未然に防止するための取組を充実させていきます。（教育指導課）

警察やSNS運営会社と連携したセーフティ教室を実施

○「チーム学校」の機能を十分に発揮できるよう、外部機関や専門家と連携を図りながら、学校への支援を充実させていきます。（教育指導課）

学校が抱える問題解決に向けたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーとの連携強化

○子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）と連携し、児童虐待などの早期発見・早期対応に努めます。（教育指導課）

○子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）と連携した中学校単位での情報交換会の実施



1 8 子どもの安全・安心の確保

教育総務課・地域教育推進課
教育指導課

現状と課題

全市立小学校の通学路への防犯カメラの設置が完了しています。(地域教育推進課)

大地震や大雨による災害発生時には、小・中学校が地域の避難所となることから、日頃から学校を拠点に地域住民と連携して、地域全体で防災力強化に取り組むことが重要です。(教育総務課)

学校安全体制の整備を推進するには、地域や学校安全ボランティアなどによる見守り活動等への支援や、道路管理者、警察などとの連携による通学路の安全対策の強化が必要です。(地域教育推進課)

設置した防犯カメラの老朽化が進んでおり、維持管理が課題です。(地域教育推進課)

全市立小・中・義務教育学校で、教育課程において、安全教育の全体計画・安全教育年間指導計画を作成し、児童・生徒への安全指導の継続・向上に取り組むことが必要です。(教育指導課)

施策の方向

主な取組

大規模災害発生時における児童・生徒の安全確保のため、教職員の防災意識や災害対応能力の向上を図ります。(教育総務課)

○教職員の防災訓練などの実施
○学校避難訓練の実施

災害発生時に学校が地域の防災拠点となることから地域住民との連携を図ります。(教育総務課)

○地域と連携した災害対応体制の構築、防災教育の推進及び防災訓練などの実施

地域ぐるみでの見守り活動への支援、学校安全体制の整備を推進します。(地域教育推進課)

学校安全ボランティア活動への支援
○新入学児童への防犯ブザーの配付
○スクールガード・リーダーの全校配置に向けた関係団体などへの働きかけ
○スクールガード・リーダーによる巡回指導
○スクールガード養成講習会の開催

通学路の安全確保に向けた対策を推進します。(地域教育推進課)

通学路防犯カメラの維持管理・運用
警察や道路管理者などとの連携による通学路合同点検の実施

○計画的な安全教育の実施により、児童・生徒が自分自身の判断で身を守り、危険を予知したり迅速に避難したりできるよう、危機回避能力の向上に努めます。(教育指導課)

○生活安全や交通安全、災害安全を想定した、日常的・定期的な安全教育の実施

○犯罪被害防止に向けた教育を充実させ、児童・生徒が危険を予測し回避できる能力を育成します。(教育指導課)

○セーフティ教室や薬物乱用防止教室などを通じた、薬物、飲酒、喫煙などについての児童・生徒の犯罪被害防止に向けた教育の実施
○全市立小・中学校による、生活指導計画に基づいた生命の安全教育の実施

【第3次計画における施策】 24 学校の再編

【第3次計画における施策】 25 学校施設の充実



【今後10年間を通じてめざす教育の姿】 2 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

【施策展開の方向】 6 子どもの学びを支える教育環境の充実

2.1 (仮)学校再編・長寿命化

地域教育推進課・学校施設課

現状と課題

全市立小・中学校に通う児童数は昭和57年（1982年）の43,914人、生徒数は昭和61年（1986年）の22,663人をピークに令和5年度（2023年度）では児童数、生徒数ともに43%減少しています。（地域教育推進課）

令和4年（2022年）12月に策定した、「市立小・中学校再編基本方針」に基づき、本市が推進する小中一貫教育の充実に伴い、校舎の老朽化具合や学校の規模を考慮した、子どもたちの学びを支える小・中学校の再編をすすめています。（地域教育推進課）

第二小学校・第四中学校の老朽化に伴う改築事業については、両校を統合し、現第四中学校の敷地に新たに義務教育学校として施設を整備し、令和9年度（2027年度）当初の開校を目指し改築工事をすすめています。（学校施設課）

構造部の耐震化の完了に加え、令和6年度（2024年度）をもって天井材の改修を完了します。（学校施設課）

築30年を経過した学校の2系統目までのトイレ改修を完了しています。また、特別教室の空調機については、学校の要望に基づく設置を完了しています。（学校施設課）

高額備品であるAV調整卓については、必要な更新を行っています。（学校施設課）

児童・生徒が安全に過ごすことができるよう必要な改修を実施しています。（学校施設課）

児童・生徒数の減少による小規模化や施設の老朽化がすすんでいる学校があることから、児童・生徒にとって望ましい教育環境を確保することが必要です。（地域教育推進課）

学校施設は、学校教育の場としてだけでなく、子どもたちや地域の方が多様な活動に活用でき、子どもを通じて地域がつながる協働活動の場としての役割が求められています。（地域教育推進課）

学校再編を検討する上で、プールや給食室などを含む学校施設のあり方について示していく必要があり、また、公共施設マネジメントの視点など、市長部局の計画等との調整も必要です。（地域教育推進課）

施策の方向

主な取組

「市立小・中学校再編基本方針」に基づき、学校再編をすすめます。（地域教育推進課）

中学校区単位での学校再編
（仮称）元本郷地域義務教育学校開校に向けた各種調整

○生徒・職員の安全な学習環境及び近隣住民の生活環境に配慮しながら事業をすすめます。（学校施設課）

○円滑な工事進捗

○改修計画に基づいた改修を実施し、学校施設の適正な維持管理をすすめます。（学校施設課）

○国・都の補助金を活用しながら、計画的な改修を実施



2.2 学校ICT環境の充実

教育指導課

現状と課題

ICT支援員を配置し、校内研修会や授業支援等を行うことで、教員のICT機器活用能力の向上をすすめています。(教育指導課)

総合型校務支援システムによる家庭との欠席連絡等での活用もすすめ、教員が児童・生徒と向き合う時間の確保に取り組んでいます。(教育指導課)

1人1台学習用端末の活用やデジタル教科書の活用がすすむ一方で、子どもたちの自立を促す、デジタルシチズンシップ教育の推進が求められています。(教育指導課)

学校におけるICT活用をより一層進める上で、環境面の充実が求められています。(教育指導課)

八王子市版GIGAスクール構想定着期に向け、技能習得未達成項目への対策、学校・校種等の活用差への対策が課題になっています。(教育指導課)

施策の方向

主な取組

○普通教室や特別教室においてICT機器を活用した効果的な授業を実現するため、ICT機器及びICT環境の計画的な整備をすすめます。(教育指導課)

○ICT機器(学習用端末)を授業でより効果的に活用できる環境面の計画的な整備

○八王子市GIGAスクール構想「定着期」に向け、「開始期・活用期」の成果と課題を検証し、「定着期」に向けた取組をすすめます。(教育指導課)

○情報教育推進委員会が示している全市立小・中・義務教育学校の教員全員に身に付けてほしい活用技能の習得に向けた研修の整備
○開始期・活用期の課題に合わせたICT活用指導力向上研修の実施

○ICTの効果的な活用を推進します。(教育指導課)

○校務支援システムや学習用端末を効果的に活用することによる教員が児童・生徒と向き合う時間の確保



2.3 これからの教育を担う教員の指導力向上

教育指導課

現状と課題

教育公務員特例法の改正の趣旨に則った「新たな教師の学びの姿」の実現に向け、令和6年(2024年)1月に「八王子市教員育成研修基本方針」を改定しました。「地域の子どもは地域で育てる」という理念を実現するため、地域の方々と協働して教育活動を実践できる教師を核に、世代を超えて学び合う循環をつくり出しています。(教育指導課)

若手教員の育成に向け、産休・育休代替教員・時間講師等の資質向上に対応した教員研修(授業力向上研修・夏季教員研修)を充実するとともに、産休・育休取得中の教員を対象とした研修も実施し、学べる機会を設け、資質向上を図っています。(教育指導課)

「学び続ける」教員の育成に向け、地域の特色を踏まえつつ、本市の歴史・文化財等を活かした研修、本市の周辺も含め、23の大学等があり、多くの学生が学んでいる全国でも有数の学園都市の特性を活かした研修、地域コミュニティづくりを推進しています。(教育指導課)

研修の中で、教員一人ひとりが学習用端末を活用した研修を実施するとともに、「主体的・対話的で深い学び」の充実に向けた授業力の向上や教育課題(いじめ問題や不登校対策など)に対する力を身に付けていくことが求められています。(教育指導課)

「学び続ける」教員の育成に向け、職層に応じた研修だけでなく、多様なニーズを踏まえた研修を実施していく必要があります。(教育指導課)

施策の方向		主な取組
○教員一人ひとりが「受ける」研修から自分の学びたいことを「学べる」研修にしていきます。(教育指導課)		○教員一人ひとりが研修の受講に向けた自己チェックシートを作成し、管理職との対話の中で研修計画を立案
○産休・育休代替教員・時間講師等の資質向上に向けた研修及び産休・育休取得中の教員を対象とした研修の充実を図ります。(教育指導課)		○産休・育休代替教員・時間講師等を対象とした研修を年間計画に位置付け実施 ○産休・育休取得中の教員を対象とした研修を教員研修として位置付けて実施 ○夏季教員研修における講座の充実
○学びたい教員が学べる場をつくります。(教育指導課)		○八王子市教員研究生として、市内教員の代表を募り、授業力向上に向けた研究を実施 ○教員研究生一人に対して大学教授等を指導教授として招聘
○本市の歴史・文化財等を活かした研修を実施します。(教育指導課)		○夏季教員研修の講座として、本市の郷土について理解を深める実地研修を実施



2.4 学校の組織力向上

教育指導課・教職員課

現状と課題

校長や副校長、教員を対象に職層に応じた研修を行い、学校の経営力の向上を図っています。(教育指導課)

学校の企画立案力の向上や独自性のある学校運営を推進しています。(教育指導課)

保護者向けに学校評価についてアンケートを行い、学校運営における目標の達成状況を把握し、取組の適切さを検証することで、組織的・継続的に改善することに努めています。(教育指導課)

学校評価の結果や改善策を学校だよりや学校のホームページに公表し、保護者や地域の教育活動への参画意識を高めています。(教育指導課)

情報セキュリティ事故防止に向け、情報セキュリティ点検を行うとともに、全教職員を対象とした情報セキュリティ研修を開催しています。(教育指導課)

信頼される学校経営をめざして、校長がリーダーシップを発揮し、学校経営の基盤となる各種管理体制や指導体制、学校評価などの充実を図るとともに、説明責任を積極的に果たす必要があります。(教育指導課)

「社会に開かれた教育課程」を実現するために、学校評価の情報や課題の改善を図るための具体的な方策を保護者や地域と共有し、地域の力を活用した教育活動を推進することも重要です。(教育指導課)

若手教員を学校の組織の一員として確実に育成することが大きな課題となっています。(教育指導課)

児童・生徒の生命や身体の安全確保を図るため、災害や感染症、食物アレルギー、不審者などへの危機管理体制の強化と教職員の危機管理能力の向上が求められています。(教育指導課)

副校長業務は、学校や教職員の管理を始め、育休や病休に伴う教員の確保・補充、教育課題への対応、地域や保護者との連絡など多岐にわたっており、業務負担が重い状況にあります。(教職員課)

施策の方向

主な取組

○校長や副校長、教員を対象に職層に応じた研修を行い、学校の企画立案力や経営力の向上を図ります。(教育指導課)

○学校の組織的なマネジメント力向上のための職層(校長・副校長・主幹教諭等ミドルリーダー)研修の実施

○学校運営の組織的・継続的な改善に向けて、保護者や地域の意見を反映させて学校評価を実施し、透明性があり信頼される学校経営を推進します。(教育指導課)

○「八王子市立学校評価の手引き」に基づく学校評価の適正な実施
○保護者及び地域対象の学校評価アンケートの実施及び結果についての学校だより及び学校ホームページでの公開
○学校経営計画及び学校経営報告の学校ホームページでの公開

○保護者や地域との協働により、「社会に開かれた教育課程」の実現を推進します。(教育指導課)

○学校や家庭、地域の実態に即した教育課程の編成
○保護者や地域の人材と連携した教育活動の実施
○よりよい学校教育を通じてよりよい地域社会を創るコミュニティスクールとしての教育活動の実施

○学校組織の一員として若手教員の資質・能力の向上を図ります。(教育指導課)

○若手教員に対する校内における組織的・計画的なOJTの実施(学習指導、生活指導、保護者対応等)
○初任者、2年次、3年次教員に対する校外における研修の実施
○若手教員を育成する立場の中堅教諭の資質・能力を向上させる研修の実施

○事件、事故、災害等への危機管理体制を強化し、教職員の危機管理能力の向上を図るとともに、教育公務員としての信頼構築を図ります。(教育指導課)

○各学校における計画的な防災訓練等の実施
○感染症の感染予防や患者発生時の対応、食物アレルギーへの対応研修の実施
○情報セキュリティ研修及び情報セキュリティ点検の実施
○全教職員に対する服務研修の実施
○各学校の生活指導の方針等や体罰防止のための取組についての学校ホームページでの公開

○副校長のサポート体制を構築し、副校長の負担軽減を図ります。(教職員課)

○副校長補佐などの非常勤職員等の配置及び効果的な活用



25 学校における働き方改革の推進

学務課・教育指導課・教職員課

現状と課題

学校を取り巻く環境の複雑化・多様化に伴い、教員に求められる役割が増大する中で、学習指導要領の確実な実施など、学校教育の更なる充実が求められています。(教育指導課)

児童・生徒に接する時間や授業改善のための時間を確保するため、教員の業務負担の軽減を図る「学校における働き方改革」を早急にすすめる必要があります。(教職員課)

長時間労働等により心身の健康を損なう教職員がいることから、全ての教職員が心身の健康を確保し、安心して誇りとやりがいをもって働くことができるよう安全衛生を推進する必要があります。(教職員課)

学校及び教員の業務が多岐にわたっており「学校における働き方改革」を推進するためには、学校と市教育委員会、更には地域の関係者などが一体となって取り組むことが重要です。(教職員課)

国や都の動向を踏まえ、労働時間など教員の勤務実態に応じた柔軟な対応が必要です。(教職員課)

施策の方向

主な取組

教員の部活動指導に対する負担の軽減を図ります。(学務課)

部活動指導員及び部活動指導補助員(コーチ)の配置拡充

○教員が児童・生徒に十分に向き合い、学習指導要領に示される必要な教育活動を確実に行える職務環境を整えます。(教育指導課)

○教育課程の柔軟な編成支援及び適正な進捗の確認
○部活動の地域連携や広域部活動(拠点校部活動や合同部活動)の充実による部活動改革の推進

管理職を含む教員一人ひとりが時間を意識した働き方を実践できるよう意識改革をすすめます。(教職員課)

○在校等時間の客観的把握
○有給休暇取得促進期間の設定
○ライフ・ワーク・バランスの推進

副校長を含む教員が、教員としての職務に集中できるようにするため、外部人材の活用を図ります。(教職員課)

○スクール・サポート・スタッフ、副校長補佐、学年補佐等のサポート人材の配置

教職員が心身の健康を保持できるよう安全衛生を推進します。(教職員課)

○産業医の選任
○衛生推進者の育成
○長時間労働者への健康相談の実施
○ハラスメント防止研修の実施
○高ストレス者への医師・保健師面談の実施